

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉学園の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長及び理事及び監事をいう。

(評議員会の出席)

第3条 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 報酬は評議員会出席の都度、現金で支給する。但し、理事長については第6条第2項により支給する。

(理事会の出席)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 報酬は理事会出席の都度、現金で支給する。但し、理事長については第6条第2項により支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員の選任及び解任を行うために、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

2 報酬は評議員選任・解任委員会出席の都度、現金で支給する。

(理事長の報酬)

第6条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4により報酬を支払うことができる。

2 報酬は毎月25日(締切日10日)に銀行振込で支給する。但し、25日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合はその前日とする。

(理事及び評議員の報酬)

第7条 理事が理事会及び評議員会出席以外の日において法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表5により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外の日において法人及び施設の運営のために、理事長の命を

受けてその業務にあたった場合は、別表5により報酬を支払うことができる。

3 報酬は日払いとし、現金で支給する。

(監事の報酬)

第8条 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表5により報酬を支払うことができる。

2 報酬は日払いとし、現金で支給する。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表6により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

5 報酬は出張の都度、現金で支給する。但し、理事長については第6条第2項により支給する。

6 旅費等は出張の都度、現金で支給する。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員、評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年11月25日より適用する

(1) 平成20年3月26日一部改正

(2) 平成25年3月2日一部改正

(3) 平成29年3月10日一部改正

(4) 平成29年6月19日一部改正

別表 1

名 称	報 酬
評議員会出席報酬	10,000円/回

別表 2

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円/回

別表 3

名 称	報 酬
評議員選任・解任 委員会出席報酬	10,000円/回

別表 4

名 称	報 酬
理事長業務報酬	15,000円/日

別表 5

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬	15,000円/日
監事業務報酬	15,000円/日

別表 6

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	実 費	15,000円/日	実 費